

砂川事件裁判国家賠償

請求訴訟ニュース

2024年10月14日発行

【第17号】

東京高裁 控訴審（第1回）口頭弁論が開かれる

【2024年9月6日：東京高裁 第101号法廷】

真夏のような強い日差しが照りつける中、東京高裁で控訴審（第1回）口頭弁論が開かれ、定員100名の傍聴席はほぼ埋まり、多数のメディアも取材に駆け付けた。

弁護士の細川 潔、弁護士の吉永 満夫より、控訴弁論が行われ、これに引き続き、控訴人の坂田 和子、土屋 源太郎が、意見陳述を行った。土屋の陳述が終わると傍聴席からは大きな拍手が起った。（裁判長は静止しなかった）

控訴人側は、この第1回口頭弁論に向けて、事前に裁判所と被控訴人に対し、「公平な裁判所の裁判」違反の詳細な主張として準備書面(1)を、除斥期間と消滅時効に関する詳細な主張として準備書面(2)及び(3)を提出した。

これに対してこの日、被控訴人である国は、再三裁判長から促されたにもかかわらず、反論書の提出はしないと述べた。被控訴人は、控訴人の主張に反論できないことから反論はしないと述べたのであるが、裁判長による被控訴人に再三反論を促した対応には謎が残った。また、控訴審での争点は法律論であったことから即日結審した。

次回の判決は、来年2025年1月31日 東京高裁 第101号法廷にて行われることが決まった。

原判決を破棄し、控訴人らの請求を認容する判決を求める

控訴人代理人 弁護士 細川 潔

本件の事実に関する争点は「裁判官田中耕太郎から米側に伝わった裁判情報一覧表」にある①～⑯の裁判情報が、田中裁判長から米側に伝わったか否かであり、田中裁判長が米側と接触した際どのような「情報の伝達のための言葉」を発したかではない。

原判決は、専ら「田中裁判長の発言」という視点から事実摘示を行っており、明らかに間違っている。

また、原判決は、一覧表⑤～⑦、⑪、⑬及び⑭について、田中裁判長が何らかの言及をしたのか否かは定かでないとしているが、⑤～⑦、⑪、⑬及び⑭についても、本件各文書から容易に確定できる上に、田中裁判長がマッカーサー大使らと面談した際、何らかの言及をしたことは、孫崎証人の証言や実際の砂川事件大法廷で起きた事象に鑑みても、強く推認できる。

次に、憲法37条1項の「公平な裁判所の裁判」について。「公平な裁判所の裁判」は偏頗や不公平のおそれのない組織と構成をもった裁判所による裁判を意味する。これについて、原判決では「…特段の事情が認められない限り、当該裁判所がなした裁判は『公平な裁判所の裁判』でないとはいはず憲法37条1項に反しないと解する」としている。

しかし、憲法37条1項「公平な裁判所による裁判」の趣旨は手続的側面から予断と偏見のない第三者的裁判所を保障することであることであり、「公平な裁判所による裁判」は手続的側面から人権保障を図ろうとしたものであるから、「公平な裁判所による裁判」であるか否かの判断は厳格になされるべきである。

その意味で、原判決は、原則と例外が逆転しているものである。

アメリカ合衆国は砂川事件裁判における事件関係者であり、砂川事件最高裁判官の長官である田中裁判長が、裁判所外で、事件関係者であるアメリカ合衆国の大使と接触して、事件の予測期間や方針を話すこと自体、その外形からすると偏頗や不公平のおそれがあるというべきである。

一般的の刑事事件に置き換えてみると、公判手続の最中に、裁判官が、被害者と、裁判外で会って、判決言い渡しまでの程度の期間がかかるか、合議の内容をどのようにもつかということを話すことは、明らかに異常な事態であり、そのような裁判官が当該被害者に係る事件について判決を下すことは、外形的に「偏頗や不公平のおそれ」があると言わざるを得ない。

原判決では、(一覧表の)「①は刑事訴訟規則から容易に導かれる帰結とし、②は上告審を行う最高裁判所の運用における一般論の域を出ない」とし、「③は判決時期の予測、④は審理状況の認識、⑤及び⑥は裁判所の審議のあり方についての希望であるなどと述べるが、重要なのは本件各文書が発せられた時期であり、この時期には、日米安全保障条約と日米行政協定の改定協議が行われているのだから、この時期に発せられた裁判情報は非常に重要な意味を持つ。

情報漏洩等の観点からの検討について、原判決では「田中裁判長の文脈や意図が不明」とか「具体的な評議の内容等まで伝えていた事実は認めることができない」とか「田中裁判長がマッカーサー大使等に裁判情報を漏洩したことで砂川事件における当事者の訴訟活動に影響するという関係にはない」とか「田中裁判長が裁判情報を漏洩したことで田中裁判長が予断又は偏見を抱くに至るわけでもない」とする。

しかし、当時の社会情勢を考慮すると、田中裁判長の発言の文脈や意図も日米安全保障条約と日米行政協定の改定協議の進み方のメルクマールに関するものであり、また、アメリカ合衆国又はその関係者は、田中裁判長だけでなく、当時の総理、外務大臣及び在京アメリカ大使とも会談しており、かかる点に鑑みると、アメリカ合衆国を介して、裁判情報が国に漏洩されることにもなり、ひいては当事者(国)の訴訟活動に影響を及ぼすということになる。さらに、刑事特別法に関してアメリカ合衆国は被害者の立場にあり、先程も述べたが、一般的な刑事事件にひき直してみると、裁判長が被害者と裁判外で面会して、裁判情報を漏洩したということになり、このこと自体が外形からみて裁判所に偏頗や不公平のおそれがあるといえ「公平な裁判所による裁判」に違反していることになる。

次に、消滅時効について、原判決は、時効の起算点につき、再審請求を行った平成26年6月17日には、控訴人らが、田中裁判長の行為によって公平な裁判所による裁判を受ける権利が侵害されたことを現実に認識し、かつ被控訴人に対する賠償等請求が可能な程度に加害者を知ったとし、本件請求は消滅時効にかかるとする。しかし、砂川免訴再審請求は、最高裁による特別抗告棄却決定によって確定し、刑事手続内での是正が不可能となった。有罪判決が存在することによって被った精神的損害については、この是正が不可能になった時点で損害が確定する。したがって、再審請求の特別抗告棄却決定が確定した時から消滅時効期間が進行すると解すべきである。したがって、本件訴訟提起段階で消滅時効期間は経過していない。

次に、除斥期間について。田中裁判長の不法行為は、1959年に行われたものでありその後60年経過している。しかし、有罪判決が存在することによって被った精神的損害に関する賠償請求権に関しては、再審による無罪や免訴判決が確定した時に損害が顕在化する。したがって、再審による無罪・免訴判決確定時が起算点となる。そして、砂川免訴再審請求は最高裁の特別抗告棄却決定で確定し、刑事手続内での是正が不可能となり損害が確定したものである。棄却決定確定時で損害が顕在化し、その時から除斥期間が進行すると解すべきである。したがって、本件で除斥期間の適用はない。また、そもそも、被控訴人による除斥期間の主張は、正義・公平の理念に反し、信義則違反や権利の濫用行為である。本件情報は、田中裁判長がアメリカのマッカーサー大使、レンハート公使らと密会して公平な裁判所による裁判を受ける権利を共同して侵害した事案であり、アメリカ政府による「マル秘指定」はその共同不法行為の一方当事者の所属するアメリカ政府による隠蔽である。被控訴人は、共同不法行為の他方当事者である田中裁判長の職務上の違法行為について国家賠償責任を負う立場にあり、被控訴人が除斥期間適用による利益を享受すべき理由はない。

このような観点からすると、被控訴人による除斥期間の主張は、正義・公平の理念に反し、信義則違反や権利の濫用行為であるというべきである。



弁護士 細川 潔

(撮影：伊達判決を生かす会)

また、仮に改正前民法724条の20年の法的性質を除斥期間と解したとしても、被害者の救済という観点から、除斥期間の適用について、本件のように著しく正義に反する事情がある場合には、法源である「条理」によって除斥期間の適用を制限し、具体的な事案に即した柔軟な解決を可能とするため、広く例外を認めるべきである。

被控訴人の主張のまとめ：田中裁判長は、1959年4月～11月にかけて、マッカーサー大使やレンハート公使と面談し、その結果、田中裁判長から同大使らに、①～⑯の事実が伝わり、同大使らは、この面談に基づき、各文書を作成し、これをアメリカ国務省に送り、アメリカは①～⑯の事実を知った。

本件は、一般的の刑事事件に例えると、公判手続の最中に、裁判官が、刑事訴訟手続の外で、予想される事実や自身の考え方を、被害者に伝えた、というものである。かかる事態が異常なものであることは論を待たない。

アメリカ合衆国は、本件の被害者ではあるが、当時のアメリカ合衆国と被控訴人との国際情勢上の関係からすると当事者的立場にもある。当時のアメリカと被控訴人は砂川事件最高裁の公判の時期は、日米安保条約等の改定交渉及び新安保条約等締結に向けて協調し、一体の関係にあったものである。当時のアメリカ合衆国は、被控訴人とともに一方当事者としての立場にあったというべきである。

かかる観点に鑑みると、先述した田中裁判長の予想される事実や自身の考え方を一方当事者的立場にあるアメリカ合衆国に対して、刑事手続で伝えるという行為が、「公平な裁判所による裁判」に反するものであることは、明らかである。

以上のとおり、田中裁判長の裁判情報漏洩行為は、憲法37条1項に違反し、控訴人らに対する不法行為を構成することは明らかである。

よって、原判決を破棄し、控訴人らの請求を認容する判決を求める。

控訴人の主張について正しく事実適示をしてくださるようにお願いいたします

控訴人代理人 弁護士 吉永 満夫

民事訴訟での判決文の構成、特に事実部分について一言申し上げます。

判決文は、大きく分けて当事者の主張が記載されている事実部分と裁判所の判断が記載されている判断部分に分けることができます。

そして、当事者の主張である事実適示部分は、裁判所の判断部分に勝るとも劣らないほど重要な判決文の構成要素です。

ところが、本件原判決中の原告の主張に関する事実部分の記載は、控訴理由書でも指摘しましたが、間違っています。私は修習23期ですが、修習当時の民事教官の話が未だに忘れることができません。当時、教官は判決での事実適示を正しく書くことで正しい判決が生まれることになる、と語っていました。また、教官は、控訴事件では先ずは原判決の事実適示部分のみを読み、原判決の判断部分は、影響されると困るので自分の判断が形成されるまで読まない、とまでおっしゃっていました。

本件におきまして裁判所におかれましては、先ずは控訴人の主張について正しく事実適示をしてくださるようにお願いいたします。



弁護士 吉永 満夫

(撮影：伊達判決を生かす会)

父が権利を侵害されたことに対する賠償を認め、父の名誉を回復させてください

控訴人 坂田 和子

砂川事件元被告の故坂田茂の長女です。父は1929年、昭和4年の生まれで、2013年に83歳で亡くなりました。早くに父親を病で亡くした父は、苦労して戦中戦後を生きてきました。そんな父が日本鋼管に入社したのは、20歳の時でした。日本鋼管で鉄鋼労働者として働くようになったことは父自身の大きな喜びであり、家族にとっても誇りであった

と聞いています。その後組合の執行委員になった父は、砂川闘争が始まると、意気揚々と現地に向かう日々でした。川崎から立川に向かう南武線の中でカンパを募るところえてくださる方が大勢いた、自分たちは応援されていたのだという話を、父から聞いたことをよく覚えています。1957年、父は、刑事特別法違反で逮捕・起訴されました。そして、そのことを理由に翌年の1月日本鋼管から懲戒解雇の処分を受けます。当時の新聞に父の言葉が載っていました。「俺は」から始まり、最後は次のようにしめくくっています。

「自信をもって闘う俺たちを、日本の世界の働くなかまが見守ってくれているんだと思うと、はねかえす闘いにも力がこもるよ」いかにも若者の言葉です。父は当時まだ20代でした。はねかえす闘いとは、解雇撤回を求める裁判闘争のことです。この裁判闘争は、実に17年におよびました。父は働き盛りに職場を奪われ、裁判が終わるころには40代半ばになっていました。事件当時乳飲み子だった私は高校生になっていました。

勝つか負けるかわからない裁判中であることは、父や母ばかりでなく、私たち4人の子どもたちにとっても大きな不安をもたらすものでした。もちろん生活は不安定でした。私たち家族の中で、砂川事件は長く続いていたのです。しかし、誰よりもそれは父にとって苦しい日々だったのではないかといま思い返しています。

私は長年小学校教師として働いてきました。ご承知の通り多忙な職場であり困難もたくさんありましたが、その分やりがいもあり、大きな喜びや感動に出会うことも数えきれないほどありました。自分で選んだ仕事を定年まで勤めあげることができたことは幸いだったと思っています。翻って父のことを思うと、大きな喜びをもって得た職場を10年にも満たずに奪われてしまったことの無念さはいかばかりであったかと思います。それは、戦中戦後の苦しい時代を生き抜き努力して手に入れた、父にとって誇りある鉄鋼労働者という職でした。

さて、代理人が先ほど述べた通り、砂川事件の最高裁判決は、田中裁判長の裁判情報漏洩行為により、憲法37条1項に違反し、「公平な裁判所による裁判」に反するものであったと私も判断しています。この不法行為が当時明らかになつていれば、父と私たち家族は長年にわたる解雇撤回を求める裁判のために不安な日々を送ることはなかつたはずです。そして何より、父は「公平な裁判所の裁判を受ける権利」を侵害され、いまも名誉は回復されないままです。このままにしておくことはできません。司法の公平性・独立性を確立するためにも、国家賠償を請求します。小学校の教員をつとめていた頃、六年生の社会科の授業では、日本は「司法の独立・公平」を有する国であると教えてきました。でも、裁判長が、裁判の一方の当事者に、裁判に関わる重要な内容を伝えていたというこの事実を鑑みると、私が教えてきたことは間違っていたと言わざるを得ません。これから社会科を教える教員には、迷いなく、事実とし「三権分立」を教えることができるようになってほしいと願っています。

裁判長、司法は公平であり、独立したものであることをどうか明らかにしてください。父が権利を侵害されたことに対する賠償を認め、父の名誉を回復させてください。



控訴人 坂田 和子

(撮影：伊達判決を生かす会)

司法の独立性、そのもとで正しい判断を。正しい判決をぜひ出してください

控訴人 土屋 源太郎

1957年、私は当時の在日米軍立川基地、その基地拡張の立ち退きの強制収用、これに反対して基地内に侵入した。そして、その結果、安保条約に基づく行政協定に伴う刑事特別法の違反容疑によって逮捕、起訴された。

砂川事件裁判では、1959年3月、一審の判決が出ます。一審判決では、当時の伊達裁判長が、「駐留米軍は日本の戦力に等しく、憲法9条に違反する。その米軍の存在そのものは許すことができない」とまで言い切って、被告全員を無罪にした(伊達判決)ということです。非常に私は感動しました。

しかし、日本政府とアメリカ、米国はこの判決に大変驚き、直ちに高裁を飛び越えて最高裁に上告をした。結果、1959

年 12 月、非常に早い時間の中で田中耕太郎裁判長が判決を言い渡した。判決で「一審判決を破棄し、裁判をやり直す」という決定でした。と同時に、その理由の中の一つには、「統治行為論」を持ち出すことで本来、この事件は憲法裁判である、憲法審査をしなくてはいけないのをあえて放棄をした。大変不当な判決であったというように今も私は強く感じています。

そして、そのやり直し裁判の結果、私は有罪、罰金 2000 円の過料にされたわけです。実際にその結果、私は人権を踏みにじられたとともに、つまり無罪であったのに犯罪者だということにされ、名誉を大きく棄損されました。非常にその点では今もその思いは続いている。

そして、2008 年から 13 年にかけて学者、ジャーナリスト 3 名らによってアメリカ公文書館で、その最高裁の裁判が進行している最中に田中耕太郎裁判長とマッカーサー駐日大使、そして、レンハート公使らが密談していたという記録が発見された。その中身は、田中耕太郎から 15 人全員の裁判官の意見を一致させる、そして早期に判決を出す、等々の内容が話されたいという事実がそこで明らかになった。

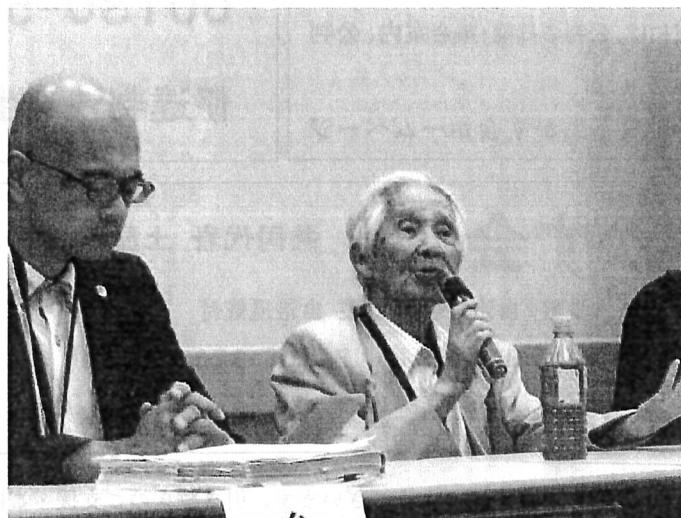
憲法 37 条で保障された、「被告人は公平な裁判を受ける権利がある」、明らかにこの権利を侵害されたということでもあります。私は、やはり この内容について改めて大変怒りを覚え、そして名誉を回復するためにもと考えました。この最高裁判所は、明らかに公平でなく、汚染された裁判所であり、判決そのものは無効だと、そう思って再審請求を行いました。

再審請求では、結果的には、地裁、高裁、最高裁ともに棄却という結果がありました。大変不公平極まりない結果であり、その結果、私は名誉回復することもできませんでした。そこで、私は、この状況の中で長年の間、いわゆる罰金を受けた犯罪者というか、そういう中で、いろんな形で精神的被害を受けてきました。

そこで、私は、やはりもう 1 回名誉回復、そして、その精神的に負ったものに対する国家賠償請求、これを行うということで 今回の裁判、国家賠償請求訴訟を起こしたわけであり、その一審の裁判の中で、いわゆる被告の国の代理人は その公文書に関して一貫して「不知」ということを言い続けました。また、裁判長に米公文書館での嘱託調査を依頼したところ、裁判所は受けてくれた。しかし、現在に至るまで出してこない。非常におかしな状況でもあります。そして、一審判決が出たんですが、当然、判決を出すにあたっては、私どもが提出したアメリカ公文書館にあった、いわゆるアメリカ大使館から国務省宛に打った電文 3 通、これが明らかに証拠となつたはずです。でなければ判決が書けなかつたはずです。とすれば、あの電文 3 通を誰が見ても明らかに憲法 37 条に違反する、やはり不公平な裁判であったか、いうことが明らかです。政府の代理人が「不知」と言い続けたのは、言い換えれば、そういうことが明らかになることを避けるためにあえて そういう態度をとつたということしか考えられません。全く不遜極まりないことだ、と私は思っております。

そこで、今回また、その裁判結果につきましては、多くの学者、マスコミ等も、「あの一審判決は公平ではなかつた」という声が数々のところで出ております。まともに考えれば、誰もがそう思うのが当然であります。

裁判長、この控訴審において、司法の独立性、そのもとで正しい判断をぜひお願いして、私どもの名誉回復、国家賠償請求、これに対する正しい判決をぜひ出してください。



控訴人 土屋 源太郎
(撮影：伊達判決を生かす会)



報告会の様子

～2024.9.6 参院議員会館 1F 101 会議室にて～

(撮影：伊達判決を生かす会)

次回の控訴審：来年 2025 年 1 月 31 日(金) 東京高裁 第 101 号法廷 14:00

★カンパで裁判を御支援ください！

支援カンパ(1 口 1,000 円できれば 2 口以上)をお願いします

★支援カンパを振り込んでいただいた方には、公判の日程・集会案内、公判情報などのお知らせをお送りします。

※公判日程などについては伊達判決を生かす会ホームページ

支援カンパ振込先(元振込口座)

00130-5-433083

伊達判決を生かす会

伊達判決を生かす会

連絡先：〒102-0085 東京都千代田区六番町1自治労会館 2 階 自治退気付

電話 03-3262-5546(自治退)/ 090-6022-2533(西尾) FAX03-3263-2481

共同代表 土屋源太郎 島田清作 坂田和子

事務局長 西尾綾子

2024.10.14発行

(編集後記) 傍聴や報告会にご参加頂きました皆様ありがとうございます。引き続きのご支援・ご協力よろしくお願いいたします。